

平成21年第1回定例会 壱岐市議会 会議録(第5日)

議事日程(第5号)

平成21年3月26日 午前10時00分開議

日程第1	議案第11号	壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第12号	壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第13号	壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第14号	壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第15号	壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第16号	芦辺町定住促進に関する条例の廃止について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第17号	壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第18号	壱岐市特定地区公園条例の一部改正について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第20号	壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第21号	壱岐子どもセンター条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第22号	壱岐市敬老祝金条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・否決 本会議・否決
日程第12	議案第23号	壱岐市国民健康保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第13	議案第24号	壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第14	議案第25号	壱岐市手数料条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第15	議案第26号	壱岐市介護保険条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第16	議案第27号	壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第17	議案第28号	壱岐市出合いの村条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第18	議案第29号	壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第19	議案第30号	壱岐市水道事業給水条例の一部改正について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第20	議案第31号	壱岐市文化財展示館条例の廃止について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第21	議案第32号	壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第22	議案第33号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第23	議案第34号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第24	議案第35号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第25	議案第36号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第26	議案第37号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第27	議案第38号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第28	議案第39号	財産の無償譲渡について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第29	議案第40号	壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第30	議案第41号	壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第31	議案第42号	壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第32	議案第43号	壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第33	議案第44号	マリンパル壱岐の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第34	議案第45号	筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第35	議案第46号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第36	議案第47号	平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第37	議案第48号	平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第38	議案第49号	平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第39	議案第50号	平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第40	議案第51号	平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決

日程第41	議案第52号	平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第5号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第42	議案第53号	平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算(第2号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第43	議案第54号	平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算(第4号)	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第44	議案第55号	平成21年度壱岐市一般会計予算	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第45	議案第56号	平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第46	議案第57号	平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第47	議案第58号	平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第48	議案第59号	平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第49	議案第60号	平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第50	議案第61号	平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第51	議案第62号	平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第52	議案第63号	平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計予算	総務文教常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第53	議案第64号	平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第54	議案第65号	平成21年度壱岐市病院事業会計予算	厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第55	議案第66号	平成21年度壱岐市水道事業会計予算	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第56	陳情第1号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情	総務文教常任委員長報告・採択 本会議・採択
日程第57	議案第67号	職員団体の登録に関する条例の制定について	総務部長説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第58	議案第68号	壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	市民部長説明、質疑 委員会付託省略、可決
日程第59	議案第69号	勝本総合運動公園の指定管理者の指定について	総務部長説明、質疑なし 委員会付託省略、可決
日程第60	同意第1号	壱岐市監査委員の選任について	市長説明、質疑なし 委員会付託省略、同意
日程第61	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑なし 委員会付託省略、了承

日程第62	諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長説明、質疑なし 委員会付託省略、了承
日程第63	発議第1号	「協同出資・協同経営で働く協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書 の提出について	提出議員説明、質疑なし 委員会付託 省略、可決
日程第64	発議第2号	防人の詩(国境離島新法)の制定を求める 意見書の提出について	提出議員説明、質疑なし 委員会付託 省略、可決
日程第65	閉会中の委員会審査・調査の件		申し出のとおり決定

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (25名)

1番 音嶋 正吾君	2番 町田 光浩君
3番 小金丸益明君	4番 深見 義輝君
5番 坂本 拓史君	6番 町田 正一君
7番 今西 菊乃君	8番 市山 和幸君
9番 田原 輝男君	10番 豊坂 敏文君
11番 坂口健好志君	12番 中村出征雄君
13番 鵜瀬 和博君	14番 中田 恭一君
15番 馬場 忠裕君	16番 久間 進君
17番 大久保洪昭君	18番 久間 初子君
20番 瀬戸口和幸君	21番 市山 繁君
22番 近藤 団一君	23番 牧永 護君
24番 赤木 英機君	25番 倉元 強弘君
26番 深見 忠生君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 松本 陽治君 事務局次長 加藤 弘安君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	久田 賢一君
教育長	須藤 正人君	総務部長	小山田省三君
市民部長	米本 実君	保健環境部長	山内 達君
産業経済部長	山口 壽美君	建設部長	中原 康壽君
消防本部消防長	山川 明君	病院事業管理監	市山 勝彦君
病院管理部長兼病院事務長			山内 義夫君
教育次長	白石 廣信君	総務課長	堤 賢治君
財政課長	牧山 清明君		
会計管理者兼会計課長			目良 強君

午前10時00分開議

○議長（深見 忠生君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は25名であり、定足数に達しております。

これより議事日程表第5号により本日の会議を開きます。

本日、白川市長より追加議案6件の送付があり、議事日程に追加いたしておりますので、御了承を願います。

ここで、白川市長より発言の申し出がっておりますのでこれを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆さん、おはようございます。本日は、平成21年第1回壱岐市議会定例会の最終日でございます。議員の皆様には6日より21日間にわたり、慎重御審議いただきまして、まことにありがとうございます。大変お疲れのことだと思っております。

実は、3月6日、本定例会の開会前に、議案第19号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についての議案を、私の関係機関との調整が不十分であったという理由で取り下げをさせていただきました。議員皆様には、大変御迷惑をおかけしたところでございます。その後、壱岐市民病院の医師団、そして小児科医の派遣元でございます久留米大学医学部医局に参りまして協議をいたしましたところ、壱岐市民病院及び久留米大学小児科医局も快くこの案につきまして同意をしていただきました。本日、議案第68号として再提出をいたしております。どうぞよろしくお願ひ申し上げる次第でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第 1. 議案第 1 1 号～日程第 5 6. 陳情第 1 号

○議長（深見 忠生君） 日程第 1、議案第 1 1 号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてから、日程第 5 6、陳情第 1 号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情まで、5 6 件を一括議題とします。

本案の審査は、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員長の報告を求めます。中田総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○総務文教常任委員長（中田 恭一君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 0 3 条の規定により報告をします。

議案番号、件名、審査の結果の順に報告をいたします。

議案第 1 1 号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、原案可決。議案第 1 2 号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 1 3 号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 1 4 号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 1 5 号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第 1 6 号芦辺町定住促進に関する条例の廃止について、原案可決。議案第 1 7 号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正について、原案可決。議案第 1 8 号壱岐市特定地区公園条例の一部改正について、原案可決。議案第 3 1 号壱岐市文化財展示館条例の廃止について、原案可決。議案第 4 0 号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定について、原案可決。議案第 4 1 号壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定について、原案可決。議案第 6 3 号平成 2 1 年度壱岐市三島航路事業特別会計予算について、原案可決。

引き続き、委員会の審査報告を行います。本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第 1 3 8 条の規定により報告をいたします。

受理番号、陳情第 1 号、付託年月日、平成 2 1 年 3 月 1 1 日、件名、「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情について、審査の結果、採択すべきものとしております。委員会の意見はなし、措置としまして、意見書の提出をするようにいたしております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、総務文教常任委員長報告に対し、質疑を行います。

なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑することはできませんので申し上げておきます。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで総務文教常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教常任委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、厚生常任委員長の報告を求めます。近藤厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 登壇〕

○厚生常任委員長（近藤 団一君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告をいたします。

議案第20号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止について、原案可決。議案第21号壱岐子どもセンター条例の一部改正について、原案可決。議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正について、否決。議案第23号壱岐市国民健康保険条例の一部改正について、原案可決。議案第24号壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定について、原案可決。議案第25号壱岐市手数料条例の一部改正について、原案可決。議案第26号壱岐市介護保険条例の一部改正について、原案可決。議案第32号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、原案可決。議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第49号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第50号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決。議案第53号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）、原案可決。議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算、原案可決。議案第57号平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算、原案可決。議案第58号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。議案第59号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算、原案可決。議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算、原案可決。議案第65号平成21年度壱岐市病院事業会計予算、原案可決であります。

次に議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についての否決の理由です。理由は2点です。

一つは、市の提出の議案すべてを指すものではありませんけれども、一応この件について市の広報等による事前の周知、議会への事前説明も全く行われないうまま、今回いきなり提出をされたこと。一つは、県内他の市町村の支給状況も検討した結果、施行まで期間もあり、議会等の協議の場も含め、再検討できる余地が十分あること。

続いて、議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算の委員会意見

です。嘱託及び長期臨時職員の給与等については、前にも委員会報告で強く進言してきたが、一向に改善の兆しが無い。市役所の中の特殊な部分であり、長期臨時職員の一カ月の勤務日数も20日を超える状態にあり、業務的にも責任的にも何ら正規職員と大差ないようになってきている。このままでは、将来、民間等への職員の流動も考えられ、施設存続の危機にもなる。また、長期臨時の職員にもヘルパー、介護福祉士の有資格者がいるということで、このあたりも検討され、早急に給与・資格手当等の是正措置に取り組まれるよう希望する。

以上で報告を終わります。

○議長（深見 忠生君） これから、厚生常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで厚生常任委員長の報告を終わります。

〔厚生常任委員長（近藤 団一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 英機君） 産業建設常任委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第27号壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正について、原案可決。議案第28号壱岐市出合いの村条例の一部改正について、原案可決。議案第29号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正について、原案可決。議案第30号壱岐市水道事業給水条例の一部改正について、原案可決。議案第33号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第34号財産の無償譲渡について、原案可決。同じく、議案第35号財産の無償譲渡について、原案可決。同じく、議案第36号財産の無償譲渡について、原案可決。同じく、37号財産の無償譲渡について、原案可決。同じく、議案第38号財産の無償譲渡について、原案可決。同じく、議案第39号財産の無償譲渡について、原案可決。議案第42号壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定について、原案可決。議案第43号壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定について、原案可決。議案第44号マリンパル壱岐の指定管理者の指定について、原案可決。議案第45号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定について、原案可決。議案第46号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について、原案可決。議案第51号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案可決。議案第52号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）について、原案可決。議案第60号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算について、原案可決。議案第61号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算、原案可決。議案第64号平成

21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算については、原案可決。議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算については、原案可決。

以上でございます。

○議長（深見 忠生君） これから、産業建設常任委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。
〔産業建設常任委員長（赤木 英機君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。豊坂予算特別委員長。
〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 登壇〕

○予算特別委員長（豊坂 敏文君） 委員会審査報告。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第103条の規定により報告します。

議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）、原案可決。議案第55号平成21年度壱岐市一般会計予算、原案可決。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、予算特別委員長報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。
〔予算特別委員長（豊坂 敏文君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから各議案に対し討論、採決を行います。

まず初めに、議案第11号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第11号壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第11号壱岐市人事行政の運営等の状

況の公表に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第12号壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第13号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第13号壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第14号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第14号壱岐市職員の給与の特例に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第15号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第15号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第15号壱岐市家畜診療所獣医師の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号芦辺町定住促進に関する条例の廃止についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第16号芦辺町定住促進に関する条例の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第16号芦辺町定住促進に関する条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第17号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。議案第17号壱岐市自動車駐車場条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号壱岐市特定地区公園条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第18号壱岐市特定地区公園条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第18号壱岐市特定地区公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第20号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第20号壱岐市郷ノ浦町保健デイサービスセンター条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号壱岐こどもセンター条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第21号壱岐こどもセンター条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第21号壱岐こどもセンター条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正についてを採決します。この採決は起

立によって行います。本案に対する委員長の報告は否決です。したがって、原案について採決します。議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立少数です。したがって、議案第22号壱岐市敬老祝金条例の一部改正については、否決されました。

次に、議案第23号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第23号壱岐市国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第23号壱岐市国民健康保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第24号壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第24号壱岐市介護保険臨時特例基金条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号壱岐市手数料条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号壱岐市手数料条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定す

ることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第25号壱岐市手数料条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号壱岐市介護保険条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第26号壱岐市介護保険条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第26号壱岐市介護保険条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第27号壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第27号壱岐市串山海洋性公園条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号壱岐出合いの村条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第28号壱岐出合いの村条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第28号壱岐出合いの村条例の一部改正について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第29号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第29号壱岐市農業機械銀行条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号壱岐市水道事業給水条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第30号壱岐市水道事業給水条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第30号壱岐市水道事業給水条例の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号壱岐市文化財展示館条例の廃止についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第31号壱岐市文化財展示館条例の廃止についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第31号壱岐市文化財展示館条例の廃止については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第32号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第32号壱岐市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第33号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第33号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第34号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第34号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第35号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行い

ます。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第35号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第36号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第36号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号財産の無償譲渡に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第37号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第37号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第38号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号財産の無償譲渡についてに対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第39号財産の無償譲渡についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第39号財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第40号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第40号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第40号壱岐高等職業訓練校の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議案第41号壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第41号壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第41号壱岐市自動車教習所の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第42号壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第42号壱岐市シーサイド小水浜の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第43号壱岐市国民宿舎壱岐島荘の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号マリンパル壱岐の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号マリンパル壱岐の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第44号マリンパル壱岐の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定についてを採決します。この

採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第45号筒城浜ふれあい広場の指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第46号あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第47号平成20年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第48号平成20年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第49号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第49号平成20年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第50号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第50号平成20年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第51号平成20年度壱岐市簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第51号平成20年度壱岐市簡易水道

事業特別会計補正予算（第5号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）に対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第52号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第52号平成20年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第5号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第53号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第53号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第53号平成20年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計補正予算（第2号）は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第54号平成20年度壱岐市病院事業会計補正予算（第4号）は委員長の報告のとおり可決されました。（「議長」と呼ぶ者あり）

23番、牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） ここで休憩の動議を提出します。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） ただいま、牧永議員から、暫時休憩の動議が提出されました。

この動議は、一人以上の賛成がありますので、成立しました。暫時休憩の動議を議題として、採決します。この採決は起立によって行います。この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、暫時休憩することの動議は、可決されました。暫時休憩します。

午前10時53分休憩

.....

午前11時06分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議案審議を続けます。

次に、議案第55号平成21年度壱岐市一般会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 私は、この議案第55号には反対であります。

理由は、厳しい経済状況の中で新年度予算の早期の成立を望むのはもちろんでありますけれども、予算中に22号で否決となった敬老祝金の部分が含まれており、筋論、整合性の部分で反対であります。

○議長（深見 忠生君） 賛成討論はございませんか。10番、豊坂議員。

○議員（10番 豊坂 敏文君） 今、反対討論が出ましたので、私は賛成討論を申し上げます。

条例は否決をされておりますが、予算の執行上の問題もあります。そういう中で条例の改正等については、今後執行側も考えられると思いますので、この本予算については賛成をいたします。そういうことで今後のあり方については予算の執行はできませんが、本予算については賛成をしたいと思います。そういうことでよろしく願います。

○議長（深見 忠生君） ほかに討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（深見 忠生君） 討論がございませんので、これで討論を終わります。

これから、議案第55号平成21年度壱岐市一般会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第55号平成21年度壱岐市一般会計

予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第56号平成21年度壱岐市国民健康保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第57号平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第57号平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第57号平成21年度壱岐市老人保健特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第58号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第58号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第58号平成21年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第59号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算に対する討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第59号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第59号平成21年度壱岐市介護保険事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第60号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第60号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第60号平成21年度壱岐市簡易水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第61号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第61号平成21年度壱岐市下水道事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第62号平成21年度壱岐市特別養護老人ホーム事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第63号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第63号平成21年度壱岐市三島航路事業特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第64号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第64号平成21年度壱岐市農業機械銀行特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号平成21年度壱岐市病院事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第65号平成21年度壱岐市病院事業会計予算を採決します。この採決は起立

によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第65号平成21年度壱岐市病院事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第66号平成21年度壱岐市水道事業会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、陳情第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第57. 議案第67号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第57、議案第67号職員団体の登録に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日提出いたします追加提出いたしました案件につきましては、担当課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第67号職員団体の登録に関する条例の制定について御説明をいたします。

職員団体の登録に関する条例を別紙のとおり定める、本日の提出でございます。提案理由でございますが、長崎県市町村公平委員会を共同設置するに当たり、地方公務員法第53条に基づき職員団体の登録に関する規定を各共同設置団体がそれぞれ条例で定める必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

職員団体の登録に関する条例、第1条には目的を掲げております。この条例は、地方公務員法第53条第1項、第5項、第6項、第9項及び第10項の規定に基づき、職員団体の登録に関し必要な事項を定めることを目的とするといたしております。第53条でございますけれども、これは職員団体の登録に関する規定でそのものでございます。第2条につきましては登録の申請について、第3条には登録の通知について、第4条には規約等の変更または解散の届け出について。それから次のページ、第5条には登録の効力停止及び取り消しの通知について。第6条には公平委員会規則への委任について。第6条、この条例に定めるもののほか、職員団体の登録に関し必要な事項は公平委員会規則で定めるといたしております。

附則でございますが、この条例は平成21年4月1日から施行するといたしております。

なぜ今ごろ提案をするのかということでございます。実は本来なら議会開会当初に提出すべきであったと思いますが、長崎県市町村総合事務組合からの通知が若干おくれて参ったものでございまして、今会期中に追加提案をさしていただいたところでございます。

以上で議案第67号についての説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。6番、町田正一議員。

○議員（6番 町田 正一君） 今部長が、いみじく述べられたように本来はこれは議会当初にこの条例が当然提出されないかんはずなんです。僕は予算委員会で説明求めましたけども、一般会計の予算書の中にこの構成団体と言われてますけど、要するに本年度から壱岐市から、自治労の県本部に対して1名の専従職員を派遣すると。そのためには、地方公共団体の職員が任命権者、市長の許可を受けて登録を受けた職員団体の役員として当該職員団体の業務にもっぱら従事する

こと。まあ在籍専従ですね、要するに組合への。組合への在籍専従をこの登録団体が認めないと認められないと、在籍専従のこれ市長が基本的に許可するようになってます。任命権者が相当と認める場合には、地方公務員法第52条の1項、2項、地方公営企業法労働関係法で、市長が任命権者が相当と認める場合には当該地方公共団体の業務の能率的運営を阻害しない限度で、期間を定めて在籍専従の許可を与えることができるものというふうになってます。要するに最終的には市長がこれは認めろということですよ。この構成団体というのは、連合体の職員団体にあっては構成団体の名称というのは要するに自治労ですよ。職員団体のですね。

本年度から壱岐市から1名在籍専従という形で、もちろん在籍専従に当たった職員は、その期間は退職金の加算もできないし、一切の報酬も受けてならないというふうになってますけれども、本年度の一般会計の予算書の中ではその1名の共済組合の負担金のほうが雑収入として100数十万円たしか入っております。これもまた非常におかしな話で、予算のほうが先にあって、条例のほうが後から提案されるという、本来もうあってはいけない形だと私は思いますが、ちょっと市長、1点、この任命については市長は許可されてるのかどうか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） お答えいたします。

本案件は、公平委員会4月から新しくできる公平委員会に対する登録の話でございまして、既にその専従職員は昨年10月1日付で許可をいたしております。したがって、登録は現在の長崎県に、3月までは県に委託をしておりますから、県の規則の中で登録をしておるわけですから、この専従職員の専従許可と本日の公平委員会に対する登録とは別の話でございまして、御理解いただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） そしたら、この第2条の第3項にある連合体である職員団体にあったその構成団体の名称というのは、これは何のことですか。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） これは、議案第8号で御提案をいたしまして今議決をいただいたものでございまして、対馬市、壱岐市、西海市、雲仙市、南島原市及び長崎縣市町村総合事務組合との協議によって、当該6団体で共同して公平委員会を設置する提案を第8号でいたしておるところでございまして。

私の説明が若干悪かったと思っておりますけれども、これまでは長崎県のほうに公平委員会の事務を委託をしております、代表団体に条例を置いておけばそれでよしとおったわけでございまして。しかしながら、今回6団体で構成をいたします関係でやはり長崎縣市町村総合事務組合だけの条例ではだめだと。構成団体全部で条例化をなささいということが大きな理由の一つでござい

ます。条例の制定が必要な理由は、共同設置した公平委員会の事務の管理、執行に関する法律、条例、規則等の適用については各共同設置団体の委員会とみなされることとなります。そこで、職員団体の登録については、各共同設置団体がそれぞれ条例を定め、共同設置した公平委員会はこれに基づいて職員団体を登録することとなるため、共同公平委員会の共同設置とあわせて職員団体の登録に関する条例を制定することが必要であるとされておるところでございます。このことが地方公務員法第53条の規定そのものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（深見 忠生君） 町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） そうしたら要するに部長の今言われたことをわかりやすく言えば、壱岐市の場合は単独で公平委員会持っておりませんから、連合体として市町村公平委員会を今組織してるわけですが、この連合体である3項による職員団体であってはその構成団体の名称というのは、要するに部長の今の答弁では、壱岐市構成委員会と言うことになるわけですか。今さっき言った下部組織の6つは全部その構成委員会ということになりますよ。僕が言いたいのは構成団体は何かと言いよるとよ。自治労だったら自治労でいいとですよ、別に。

○議長（深見 忠生君） 小山田総務部長。

○総務部長（小山田省三君） やはり共同設置する上では、やはりこうした表現の仕方ということでモデル条例をいただきましたので、そのような条例を明文化して本日提出をいたしておるところでございます。

○議長（深見 忠生君） 町田議員、おわかりいただけましたか。（「わかりません。ちょっといいですか、議長、もう1回」）と呼ぶ者あり

4回目です。特に許可します。町田議員。

○議員（6番 町田 正一君） いやいやこれは、連合体である職員団体にあっては要するに僕が聞きよるとはどっちなのかって言いよるとですよ。だから公平委員会はもちろん全部で6つで組織しとるわけですから、この構成団体というのは壱岐市構成委員会と言う名称でこの構成団体なるのかということなんですよ。そうじゃなくて、現実には自治労じゃないのかと、その2つを聞きよるとよ。どっちなのかと。

○議長（深見 忠生君） 市長、わかりやすく答弁をお願いします。白川市長。

○市長（白川 博一君） お答えいたします。構成団体のそれぞれの職員組合であると理解していただきたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第67号については会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を

省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから議案第67号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第67号職員団体の登録に関する条例の制定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第67号職員団体の登録に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第58. 議案第68号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第58、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。米本市民部長。

〔市民部長（米本 実君） 登壇〕

○市民部長（米本 実君） 議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について御説明を申し上げます。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日提出でございます。提案理由でございますが、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、満3歳到達までの者の医療費の一部負担金無料化を実施することに伴いまして、所用の改正を行うものであります。

次のページをお開きをお願いします。

壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、現在長崎県の福祉医療制度にのって実施をしているところでございます。第4条1項中の改正でございますが、これは支給に関する規定でございます。内容といたしましては、医療費の保険給付につき保険給付を受ける者が負担すべき額とされる負担金を支払った場合におきまして、医療給付、付加給付等がある場合にはその額を控除した額で、現在乳幼児にかかる医療費にあつては、その負担金の額から保健医療機関ごとに1日につき800円、1月につき1,600円を限度として控除した額を支給することとなっております。今回この現行の規定にただし書きを加えまして、

3歳の誕生日の前日の属する月の末日までの者について、診療時間外における外来診療分を除き、自己負担額を支給しようとするものであります。

附則といたしまして、この条例は平成21年4月1日から施行し、同日以後の診療にかかる医療費から適用するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

〔市民部長（米本 実君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。22番、近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 先般、いただきました分の承認事項の中に、外来で平日の診療時間内という項目があります。しかし今回の条例の中に平日というのがありません。それと①、3つありますけど毎月の1日が誕生日の人はその前の月の月末でということになりますかね。それと年末も平日がありますよね、例えば29と30と31日とか平日あります。この辺の絡みどうなるのかと。それと5月の連休、国民の休日に関する規定あたりありますよね。例えば3日と5日の中間の4日はどうのこうのというのがあります。この辺が平日として認識するのかどうか。以上その4点、要するにこの承認とこの前2、3日前にいただいたの、ちょっと全然違いますけども、何でここまで変わったのかなと気がいたします。

以上です。

○議長（深見 忠生君） 米本市民部長。

○市民部長（米本 実君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今回の診療時間外における外来診療分を除くと申しますのは、診療時間内、外にかかわらず入院分は対象となるということで、診療時間外における外来診療分という表現にいたしております。したがって、休日等も時間外という取り扱いになります。

それから1日生まれの方はということですが、満年齢といたしましては前日が満年齢になりますので、その誕生日の前日の月の月末までを対象とするものでございます。

5月の連休などということでしたが、年齢のとらえ方といたしましては誕生日の前日が満年齢になりますので、その月の月末までを対象とするものでございます。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 祝日とか、そういうのは診療時間外というのは認識してますよ。それは認識してます。平日の話をしてるんです。平日が入ってないということです。要するに市長、久留米医大で承認事項ここありますよ、私。ここあってそれでなおかつ、その承認に基づいた改正案もいただいています。これときょうのと違うやないですか。いいんですか、こういうことで、その承認以外のことをこういうふうに勝手に取り決めて。

それと、確かに1日は満が月末とわかりますけども、例えば就学なんかは4月1日生まれの人

は2日とかいうのもあるやないですか。その辺との絡みはどうなるんですか。教育長、その辺は御認識されとるんでしょ。4月1日生まれの人は2日とかいう話があるやないですか。最初の、市長。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） お答えします。この記載の仕方でございますけど、内容的には同じ意味だと思っております。平日の時間内というのは、時間外を除くというのは、平日の時間内なんだと。さっき部長も申しましたように、これに入院を入れておりませんでしたので、これは外来の場合だけを書いておりましたけれども、入院の分を勘案したときにこういう表現になるということでございますので、文言はちょっと違いますけど、内容的には同じでございますので、御理解いただきたいと思っております。（「1日の件はいいですか、教育長。認識は」と呼ぶ者あり）

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 私、年金の担当しとった関係で、満年齢の話を知っているわけですが、民法に規定されておりますけど、年齢については前日をもって満年齢とすると、こうなっておるわけです。ですから、例えばこの学年は4月1日の人までが1つ早く学校へ行きます。3月31日じゃなくて、4月1日生まれの方。その方は3月31日で満年齢に達してるもんですから、早く学年に行くわけです。ですから、あくまで法律的に前日が満年齢でございますので、こういう表現で御理解いただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 近藤議員。

○議員（22番 近藤 団一君） 今、平日の診療分を前もって条文としたんだけど、今回また変えた。ここ1日、2日で変えたということですよ。で、その平日の認識です。だから29、30、31、年末あたりがこれもその平日の中になるのかと。当然銀行なんか平日ですよ。だからその辺こうちゃんとしたもんですから、ぴしゃっとその辺もしとかんと、やっぱいろいろ後でトラブルや何やあるかなと思って今回質問しているわけです。

それと5月の、国民の休日とかどうのこうのときもです、平日と呼んで勤務する人もいます。その国民の休日からすれば休みですけども、いろんな小規模な会社とかは平日になるわけですから、その辺の絡みで要らぬ誤解を招かないように今回ちょっと念を押しよるわけです。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 久留米医大と話したのは、いわゆる平日という話、時間内と話したんですけど、私の立場からすれば市民病院だけの話ではないわけです。市内の各開業医の方もいらっしゃいます。開業医の方はあるときは極端に言えば、お昼を休みにして時間外、いわゆる普通で言う時間外を普通の診療時間となさってる方もいらっしゃいます。ですから、それはその病院が、それぞれの施設がこれが時間内と、自分で定めてある時間ということで御理解いただきたいと思

います。ですから例えば、休みの日でもあるいは土曜日でも、市民病院は土曜日は時間外です。しかし他の病院で土曜日を診療時間となさっているとところは該当するわけでございますので、そういう御理解をしていただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 3番、小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） なかなか難しい議案で、条例改正ですけども、これ周知を徹底してもらわんと非常に混乱すると思います。それで今、市民病院以外のことも私聞こうと思いつたんですけども、まず、医師会との協議はなされたのか。それと今、市長の口からは出ましたけども、その点もあったわけですね。ですから、一概に平日の時間内は対応しますよ、時間外は対応せんというのは、文面しかこれ読み取れないわけですよ、普通は。しかし、市長が言われたように、医療機関ごとにその時間内、時間外の取り扱いが違ふと。これは混乱すると思いますね。例えば江田病院に行った。で、6時半ぐらい連れて行って適用になったと、市民病院にはならなかったと、これ市民は混乱して怒りますね。で、この時間外、もちろん夜間なんかも対象外ですよ、これは。将来的には、夜間対応もするのせんのか。それと、その小児科医を標榜しておるのは、壱岐に何施設あって何人の小児科医がいるのか、わかればお知らせをいただきたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 周知については徹底しなきゃいかんと、これはもうそのとおりでございます。これ、条例を通していただけましたならば、早急に周知を出したい思っております。

それと、時間外につきましては、その診療所あるいは病院について、診療時間というのはちゃんと書いてありますので、おわかりになると思いますし、まあ、各施設で時間内というのは、お知らせの中で、それもやっぱり記載しなくてはいけないかなと、今思っているところでございます。

それから、小児科医としては、今、市民病院と江田医院ではなかろうかと思っております。医師会につきましては、医師会長にお話に行きましたところ、それはいいことだと、ただし時間内だということをおられたところでございます。

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） 初日に下げられたときが、医局との交渉もまだ未了だったと、その点反省して、まずそっちからやるということで。多分その大きな理由は、この提案理由に基づいて施行した場合には、小児科医等の過重労働につながるというようなことも市長の口から言われたと思います。施行するに私は反対じゃなかとですけども、市民病院に関しても、小児科医が不足しておるんじゃないかと、市民の声があるわけです。物すごくいい先生だと。しかし夜間にも行くと。夜間勤務があつて、また次の日は平常勤務であるということで、小児科医の勤務状況

を心配する声も多々あるんです。ですから、こういうふうの子育て支援をする一方では、やはり小児科医の補充も、常勤医師というのはなかなか医師不足で難しいと思いますけども、週に2日なり3日なり、臨時的にでも小児科医の補充をすべきと。私はこの1,200万円ですか、もう条例の可決前に予算を成立しておりますけども、1,200万円使うならば、小児科医のその複数体制を市民病院にはぜひ実現するような執行もしてほしいと思うわけです。その点は、市長、どうですか。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） まず、前段の安易にかかるんじゃないかということもございますが、これは、時間外を除くということで、ある意味時間内に誘導できるんじゃないかという一つの効果も期待できると思っておるわけです。

それから、小児科医をふやすということについてはもちろん必要だとは思っておりますけども、それは、現実問題はちょっと管理監のほうに答えさせたいと思います。

○議長（深見 忠生君） 市山病院事業管理監。

○病院事業管理監（市山 勝彦君） 小金丸議員の質問でございますが、一番医師の確保が難しいというのは、産婦人科、小児科医、これは全国的に難しゅうございます。それで、私どもも何とか1人体制ですけども、それをサポートする体制はつくりたいとは考えておりますが、現実問題、派遣してくれる医局、もしくは壱岐に勤務する医師がおられるかどうか、この現実の部分があるかと思っております。当面は、1人体制で動かざるを得ない状況に置かれてると、こういうふうに考えております。

○議長（深見 忠生君） 小金丸議員。

○議員（3番 小金丸益明君） この提案理由に基づく市長の実現に向けた姿勢はいいとですけども、時間内に誘導できるんじゃないかというような御発言、それは僕は安易な発言と思うとですね。子供は時間を選ばんとです、具合が悪くなるのは。だから、近い将来的には24時間体制で受診した分についての軽減をする方向で行かんと、何にもならんですよ。平日の時間内といたら、保護者は仕事しとるですからねえ。将来的にはぜひそっちの方向に向かっていただきたいということと、まあ管理監も言われましたけども、こういう提案理由に基づいた根幹は小児科医の補充が一番安心した子育て状況の環境をつくり出すと思いますんで、あきらめずに、ぜひ小児科医の補充に取り組んでいただきたいと思います。

強く要望したいのは、市長もお認めになりましたけども、広報「いき」等で、わかりやすく、もう2ページぐらい割いてでも、条例に基づく施策を説明して、特にさっきも問題になっておりました医療機関ごとの時間内というのを明記して、後で混乱がないように説明をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（深見 忠生君） 13番、鵜瀬和博議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） 今回、3歳未満の医療費が軽減されるっていうのは、子を持つ親として大変ありがたいことではございますが、今回、医療福祉費の支給に関して、従来は、親が病院に行って、一たんお金を払って、領収書を1カ月分集めて、それを医療福祉費申請書で窓口を出して、後でそのお金をもらうっていう方法になっておりますが、今回は時間外における外来診療分を除くということですが、今回も、おなじ委任払いのシステムでいくおつもりなのか、そしてまた将来的には償還払い等の窓口での対応を、市長はどのように考えられているのか、お尋ねをいたします。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 議員がおっしゃるように「現物支給」が一番いいわけですね。行って、一銭も要らんというのが一番いいわけですが、今、「償還払い」一応払ってから申請をして戻ってくるという方法をとっております。これにつきましては、私は、もちろん「現物支給」にこしたことはないと思っておりますけど、これはコンピューターのシステムの問題とか、いろいろあるかと思えますけれども、しばらく、今までどおりでいきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 鵜瀬議員。

○議員（13番 鵜瀬 和博君） まあ、国保の関係等もあるかと思えますけれども、やはり、子育てのしまづくりをされると市長は言われてますので、ぜひそういったところも、長崎県との関係もあるようでございますので、十分先進地事例を研究されて、よりよい子育て環境のしまづくりに邁進していただきたいということを申し添えまして、終わります。

○議長（深見 忠生君） 1番、音嶋正吾議員。

○議員（1番 音嶋 正吾君） 各議員からも指摘がっておりますように、あいまいな解釈になりがちであろうと思えますので、取り扱い要綱、規則にきちっと定めて、解釈の相違がないようにぜひともしていただきたいと思えます。小金丸議員からも申されましたように、最終的には、やはり24時間体制で取り組めるよう、小児科医の招聘を含めて検討していただきたいということをお願いをいたします。規則、要綱に定めるか定めないか、そして、きちっとホームページで見れるように、大きな字体で発信をしていただきたい。市長のちょっと見解を求めます。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 要綱になるか、名前はわかりませんが、いずれにしても事務取り扱いになるかもわかりませんが、その辺は明確にわかるようにいたしたいと思えます。

○議長（深見 忠生君） 23番、牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 今回で一度取り下げられて再提案されたわけでございます。医

局との交渉不足であったという答弁をされたわけでございますけど、市長は当初、就任当時、病院に乗り込んで話したのは私が最初だというような言葉を言われたわけですね。この1年間の中で、お聞きしますと、病院の医師関係との話もほとんどなかったというような意見をお聞きしますけど、この面も絡めて、その後この1年間において、どのくらい医局とかと話し合いとか会合をされたのか、非常に最初は物すごく花火がよかったわけでございますけども、後は線香花火と聞いておりますけど、市長の見解を。

○議長（深見 忠生君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 御批判は甘んじて受けたいと思いますが、院長とは結構話す機会あったんですけど、なかなか医局の先生方を合わせてお話するというのは正直申し上げて、最初と最近と2回でございます。確かに、医局の先生方もお忙しいということもございますが、ただいまの御指摘を真摯に受けとめたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 牧永議員。

○議員（23番 牧永 護君） 今後も、こういう問題は起こり得る可能性がありますので、十分、回数を、医局、医師が忙しいのか市長が忙しいのかわかりませんが、そこら辺は時間をつくってぜひとも対応していただきたいと思っております。

○議長（深見 忠生君） 14番、中田議員。

○議員（14番 中田 恭一君） 私は、今まで質問を聞いてきておりますが、要望をして終わりたいと思っております。前回取り消して今回この議案を上げて提出されたわけですが、予算委員会の冒頭のときも説明ありましたが、こういう大きな問題は、委員会とか何とかでもっと深く検討していただきたいし、予算との整合性もありますし、とにかく議案を引っ込めたり出したりじゃなくて、当初からもう少し横との連携をとってぴしっとした態勢で出してもらわんと。先ほどの、この前の議案もそうですかねえ。国から今ごろ来たから、はい出しましたといわれても、検討する暇がないんですよ、時間的にも。この前ありました行政区の問題もそうです。出してみたり下げしてみたり。もう少しぴしっと横の連携をとって、ちゃんとした形で議案を提出していただいて、予算の中でなり委員会の中で十分審議ができるように、今後、必ずこういうことがないようお願いをして、私は終わります。

○議長（深見 忠生君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第68号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第68号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第68号壱岐市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

正午休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（深見 忠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

.....

日程第59. 議案第69号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第59、議案第69号勝本総合運動公園の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。小山田総務部長。

〔総務部長（小山田省三君） 登壇〕

○総務部長（小山田省三君） 議案第69号勝本総合運動公園の指定管理者の指定について、御説明をいたします。

下記のとおり、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。本日の提出でございます。

記。1、管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、勝本総合運動公園。壱岐市勝本町新城西触1645番地。2、指定管理者となる団体、住所、壱岐市勝本町新城西触1645番地。名称、株式会社壱岐カントリークラブ。代表者名、代表取締役辻川更司。3、指定の期間、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの1年間でございます。

提案理由でございますが、勝本総合運動公園の指定管理者を指定したいので、地方自治法第

244条の2第6項により議会の議決を求めるものでございます。

244条でございますけれども、これは公の施設の設置・管理及び廃止についての規定でございます。なお、これは議案第18号にも関連するものでございます。

以上で、議案第69号についての説明を終わらせていただきます。

〔総務部長（小山田省三君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第69号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第69号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、議案第69号に対する討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから、議案第69号勝本総合運動公園の指定管理者の指定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、議案第69号勝本総合運動公園の指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第60、同意第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第60、同意第1号壱岐市監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 同意第1号壱岐市監査委員の選任について。

次の者を壱岐市監査委員に選任する。本日の提出でございます。

記。住所、壱岐市郷ノ浦町本村触304番地。氏名、吉田泰夫。生年月日、昭和23年1月28日。

提案理由の御説明でございますけど、本案は、監査委員横山松興氏が、平成21年3月31日

をもって監査委員を辞職されることから、後任として、平成21年4月1日から吉田泰夫氏を選任したいので、地方自治法196条第1項の規定により議会の同意を求めます。

なお、同氏の経歴につきましては、別紙参考を御参照願います。

御審議賜りまして、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから、同意1号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。同意第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、同意第1号については、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、同意第1号壱岐市監査委員の選任については、同意することに決定しました。

日程第61. 諮問第1号

日程第62. 諮問第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第61、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について及び日程第62、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号及び諮問第2号の提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣により委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして、議会の意見を求めるものでございます。

諮問第1号につきましては、箱崎本村触の人権擁護委員、濱田正剛氏が、平成21年6月

30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案するものでございます。

諮問第2号につきましても、芦辺町深江鶴亀触の人権擁護委員松野美幸氏が、平成21年6月30日をもって任期が満了となりますので、同氏を引き続き人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したいので、提案をいたします。

なお、各候補者の経歴につきましては、お手元の別紙参考を御参照願います。

御審議賜り御了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） これから、諮問第1号、諮問第2号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号及び第2号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号については、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

次に、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてに対する討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。この採決は起立によって行います。本案はこれを了承することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦については、了承することに決定しました。

日程第63. 発議第1号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第63、発議第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。14番、中田恭一議員、お願いします。

[提出議員（14番 中田 恭一君） 登壇]

○提出議員（14番 中田 恭一君） 発議第1号、平成21年3月26日、壱岐市議会議長深見忠生様。提出者、市議会議員中田恭一。賛成者、市議会議員町田光浩、同じく田原輝男。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり壱岐市議会会議規則第14条の規定により、提出をします。

意見書の内容を朗読したいと思います。

「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）。日本社会における労働環境の大きな変化の波は、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となってきました。また、2000年ごろからの急速な構造改革により、経済や雇用、産業や地方など、さまざまな分野に格差を生じさせました。働く機会が得られないことで、「ワーキングプア」、「ネットカフェ難民」、「偽装請負」など、新たな貧困と労働の商品化が広がっています。

また、障害を抱える人々や社会とのつながりがつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増大は、日本全体を覆う共通した地域課題です。

一方、NPOや協同組合、ボランティア団体などさまざまな非営利団体は、地域の課題を地域住民みずから解決することを目指し、事業展開しています。この一つである「協同労働の協同組合」は「働くこと」を通じて「人と人のつながり」を取り戻し、コミュニティーの再生を目指す活動を続けており、上記の社会問題解決の手段の一つとして大変注目を集めております。

しかし、現在この「協同労働の協同組合」には法的根拠がないため、社会的理解が不十分であり、団体として入札・契約ができないことや社会保障の負担が働く個人にかかるなどの問題があります。既に、欧米では労働者協同組合（ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブ）についての法制度が整備されています。日本でも「協同労働の協同組合」の法制度を求める取り組みが広がり、1万に及ぶ団体がこの法制度化に賛同し、また国会でも超党派の議員連盟が立ち上がる

など、法制化の検討が始まりました。

雇用・労働の問題と地域活性化の問題は、不離一体です。だれもが「希望と誇りを持って働く」、仕事を通じて「安心と豊かさを実感できるコミュニティーをつくる」、「人とのつながりや社会とのつながりを感じる」、こうした働き方を目指す協同労働の協同組合は、市民事業による市民主体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が、社会連帯の中で仕事をおこし、社会に参加する道を開くものです。

国においても、社会の実情を踏まえ、課題解決の有力な制度として、「協同労働の協同組合法」の速やかなる制定を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。平成21年3月26日。長崎県壱岐市議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、経済産業大臣となっております。

以上です。

○議長（深見 忠生君） これから、発議第1号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑がありませんので、これで発議第1号に対する質疑を終わります。

〔提出議員（14番 中田 恭一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第1号「協同出資・協同経営で働く協同組合法（仮称）」の速やかなる制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第64. 発議第2号

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第64、発議第2号防人の島（国境離島）新法の制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出議員の趣旨説明を求めます。23番、牧永護議員、お願いします。

〔提出議員（23番 牧永 護君） 登壇〕

○議員（23番 牧永 護君） まずもって、意見書を提出するに至った理由を申し上げます。

国境に近い離島の問題は国土を守る日本全土の問題としてとらえる必要があること。同じ離島でも内海の離島と外海、国境の離島の役割は重要性が異なります。そのため、平成24年の離島振興法の法改正の中に入れるのではなく、新たな法律を制定すべきであること。壱岐も昔から蒙古軍の襲来などの侵略により、壊滅的な被害を受けた歴史があり、国境離島である。対馬市、五島市議会でも同様の動きがあり、3市が一体とした運動を進めたいということで、意見書の提出をしたいと思います。

発議第2号。提出者、牧永護。賛成者、鵜瀬和博、同じく瀬戸口和幸。

防人の島（国境離島）新法の制定を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、壱岐市議会会議規則第14条の規定により提出します。

意見書の案を朗読します。

防人の島（国境離島）新法の制定を求める意見書（案）。壱岐の島は大陸朝鮮半島と九州北部の間に位置し、中国の『魏志』倭人伝に一支国として記され、国の特別史跡に指定された、「原の辻遺跡」からは、一支国の王都として、大陸と日本を結ぶ交易の中継地で栄えた証拠の品々が数多く出土しています。また、島内には、豪族がつくったとされる数多くの古墳が確認でき、遣新羅使、遣隋使、遣唐使等の使節が寄港するなど、古代から大陸と日本を結ぶかけ橋として繁栄した島であります。

しかし、国境の島であるがゆえに、刀伊の襲来や、2度にわたる蒙古軍の襲来などの侵略により、島民は壊滅的な被害を受けた悲惨な歴史があります。このように他国の影響を最初に受けるため、国益・国防上、非常に重要な位置にあります。

これまで壱岐市は、離島というハンデを抱えながらも離島振興法や過疎対策法という国の大きな制度的支援を受け、道路、港湾、教育・文化施設など生活基盤の整備が計画的に進められてきました。また、平成19年4月27日に海洋基本法の法制化により、同法第26条に離島の保全等が明文化されたことは大変意義深く受けとめています。

しかしながら、国境に隣接する離島の現状は厳しく、高齢化の進行や若年層の流出に伴い、人口の減少に歯どめがかからず、2030年の本市の推定人口は現在より32パーセント減の約2万1,000人余りと予想されています。また、基幹産業である農林水産業は長期的低迷から脱却できず、離島であるがゆえに企業誘致も思うように進まない状況の中で、規制的緩和等によ

る公共料金の値上げや原油価格の高騰など、民間や一地方自治体では解決できない課題が山積みしています。このような状況が続けば、住民不在の地域が拡大し、不法入国の可能性が増すなど我が国の領土保全、ひいては国防にまで甚大な影響が考えられます。

よって、国境に隣接する離島の問題を一地方の問題にとらえることなく、日本全土の問題としてとらえ、国境の島を守り、活力を与えることは国土を守っていくことに通じるとの観点から、国境離島地域の問題解決や地域振興に向けた新法の制定を強く望むものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成21年3月26日。長崎県老岐市議会。提出先については、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣、国土大臣です。

○議長（深見 忠生君） これから、発議第2号に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 質疑はありませんので、これで発議第2号に対する質疑を終わります。

〔提出議員（23番 牧永 護君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） お諮りします。発議第2号防人の島（国境離島）新法の制定を求める意見書の提出については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 討論なしと認め、これで討論を終わり、採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（深見 忠生君） 起立多数です。したがって、発議第2号防人の島（国境離島）新法の制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第65. 閉会中の委員会審査・調査の件

○議長（深見 忠生君） 次に、日程第65、委員会の閉会中の継続審査・継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長、総務文教常任委員長、厚生常任委員長、産業建設常任委員長から委員会の審査及び調査中の事件について、会議規則第104条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中

の継続審査及び継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、各委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査及び継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。今定例会において議決されました案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（深見 忠生君） 異議なしと認めます。よって、そのように取りはからうことに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。ここで、白川市長より発言の申し出があつておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 議会閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

去る3月6日より本日まで21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重審議を賜り、1議案を除き可決御承認を賜りました。議員各位におかれましては、連日にわたる御労苦に対し、衷心より敬意と感謝の意を表しますとともに、今会期中に賜りました御意見等につきましては、十分尊重し、市政運営に当たる所存でございます。今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、国の景気対策の柱の一つであります定額給付金につきましては、国の関連法案成立後、直ちに事務を進めてまいりました。現在、3月23日までに受け付けました申請分983件、世帯申請でございますから、983世帯と申し上げたいと思いますが、金額にいたしまして4,357万6,000円の事務処理が済みまして、このうち、一般銀行、農協、漁協を含めまして3,818万8,000円につきましては、3月27日に振り込みをいたします。郵貯銀行分につきましては、同じ手続をいたしますけれども、538万8,000円でございますが、4月20日振り込みとなる予定でございます。4,357万6,000円は、983世帯で中身の年齢層等々はまだ把握をしておりませんが、壱岐市の平均が1万6,000円程度になることから、2,700人ぐらいの分じゃなかろうかと推測をいたしておるところでございます。何とか年度内に支給開始ができましたことを御報告申し上げます。

今後とも迅速な事務処理に努めてまいります。市民の皆様には、この定額給付金でプレミア付

き商品券、さくら商品券を御購入いただきまして、活用いただき、地元商店街の活性化に御協力
いただきたいと思いますところでございます。

年度末を迎え、何かと慌ただしい季節となりました。議員の皆様におかれましては、新たな年
度を御健勝にてスタートされますことを心より祈念申し上げまして、簡単でございますがごあい
さついたします。大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（深見 忠生君） 以上をもちまして、平成21年度第1回壱岐市議会定例会を閉会いたし
ます。大変お疲れでした。

午後1時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

平成 年 月 日

議 長 深見 忠生

署名議員 瀬戸口和幸

署名議員 市山 繁